

令和9年度 コミュニティ助成事業申請団体募集要項

1) 助成事業の概要

この助成事業は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実及び強化を図ることを目的に、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備に対して助成を行うものです。

2) 助成対象事業・助成額

①一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備（購入）に関するもの。

（助成例）イベント用テント、会議机・いす、地域の祭りに関する備品、太鼓の修繕等

【助成額】100万円～250万円（10万円単位での支給、10万円未満は切捨て）

②コミュニティセンター助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な集会施設（自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備（購入）に関するもの。

【助成額】対象経費の5分の3以内、上限2,000万円（10万円単位での支給、10万円未満は切捨て）

※土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用は対象外です。

3) 助成対象団体

町会、自治会等のコミュニティ組織

※②については、認可地縁団体に限ります（認可見込み含む）。

4) 募集期間

令和8年9月7日（月）から令和8年10月6日（火）まで

5) 申請方法

すばるホール4階人権・市民協働課で配布、又は富田林市ウェブサイトからダウンロードした申請用紙（事前申請書）に必要事項を記入し、必要書類を添

えて、人権・市民協働課（すばるホール4階）まで持参してください（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送不可）。

（必要書類：町会・自治会等の規約、令和8年度事業計画及び予算書、カタログ・図面、見積書等センターの要綱に従う）

6) 申請条件等

- ア. 申請が町会・自治会等の総意であること。
- イ. コミュニティ助成は、宝くじの受託事業収入を財源として助成されるため、事業で整備する備品や施設等に、所定の宝くじの広報表示を行うこと。なお、表示に係る経費については助成対象となります。
- ウ. 令和9年度中（令和10年3月31日まで）に、必ず事業を実施及び完了すること。
- エ. 当該年度に同一団体が①②を複数申請することはできません。
- オ. 助成を受け事業を実施した団体は、事業実施の翌年度から起算して、①10年間、②20年間は、同一事業の申請は受け付けできません。また、同一地域内にあっては、事業の趣旨や目的が同じもしくは類似する場合、他団体であっても受け付けできません。
- カ. 富田林市地区集会所整備補助金制度との重複助成はできません。

7) 申請団体の選考

団体等からの申請を市町村が取りまとめ、都道府県（大阪府）を通じて、自治総合センターに提出しますが、一つの市町村につき、①②それぞれ1件ずつしか本申請できないことになっています。

そのため、複数の団体から申請があった場合は、申請団体の代表者（代理可）による公開抽選を実施し、本申請団体を決定しますので、必ず参加してください。

公開抽選	と き 令和8年10月8日（木）午後5時（時間厳守）
	集 合 すばるホール 4階 人権・市民協働課
	※やむを得ず抽選に参加できない場合は、必ず事前に申し出て ください。
	※抽選に参加できるのは、1団体につき2人までとなります。

8) その他

- 抽選により決定した団体は、センターに本申請するための書類を別途用意していただきますので、公開抽選後、個別に案内させていただきます。
- 申請手続きの流れは、別紙「コミュニティ助成・申請手続きの流れ」をご覧ください。

○センターが助成事業の可否を決定しますので、市町村から申請した事業がすべて採択されるとは限りません。不採択になる場合や、減額される場合もありますので、ご了承ください。

○本申請の結果、不採択となった場合（補欠申請団体は除く。）であっても、希望をすれば次年度以降原則3か年度は、採択を受けるまで優先的に申請を行うことができます。（優先的に申請を行うことができる間は、一般募集を行いません。なお、希望の有無は年度ごとに確認します。）

9) 問い合わせ

富田林市役所 人権・市民協働課

富田林市常盤町1番1号

電話0721（25）1000（内線473・469）

※コミュニティ助成事業の詳細については、一般財団法人 自治総合センターウェブサイト▶宝くじの社会貢献広報事業▶コミュニティ助成事業のページをご覧ください。